

消費税の

価格転嫁

拒否にNO!



中小企業が
公正で適正な価格で
取引できる
社会をつくらう!



こんなこと
許されるのかな...



従業員など
【第三者】

こんな
ときは!

減額

消費税増税分を
対価から
減額して!

この値段で契約した
じゃないですか!
うちのコストは
変わらないのに...

**本体価格での
交渉拒否**

税込み価格の
見積書しか
受け取らないよ!

発注者【加害者】

受注者【被害者】

消費税の 価格転嫁拒否

にあったら
連合にご相談ください!

連合 価格転嫁ホットライン

03-5295-0514



**連合が相談を受け付け
関係機関へ通報します!**

第三者からの相談も受け付けます。

連合

通報

価格転嫁違反の事実内容など
消費税転嫁対策特別措置法第3条で定め
る「特定事業者の遵守事項」該当部分を対
象案件とします。








関係機関

- ・公正取引委員会
- ・経済産業省
- ・中小企業庁 など

取引の業種や違反内容により通報先が異なります。

消費税転嫁対策特別措置法では

以下の行為が **禁止**  されています!

-  消費税分の一部または全部を対価から減額する行為
-  買ったたき行為
-  物品などの購入要請・役務の利用要請・不当な利益提供の要請
-  税抜き価格(本体価格)での交渉の拒否
-  通報されたことによる報復行為

価格転嫁拒否は
許さない!



法律などの内容の詳細が知りたい方は、以下のホームページをご参照ください。

内閣府 <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>

価格転嫁ホットライン

[正式名称] 連合消費税価格転嫁拒否通報ホットライン



03-5295-0514

2014年1月14日(火)より受付開始 (受付時間: 平日 午前10時~午後5時まで)

連合へ相談する際には
右記の情報をご用意ください。

- 違反行為を行っている事業者名
- 当該事業者の所在地
- 違反行為の具体的事実(いつ・どこで・どんな行為がされたか等)

※連合から関係機関への通報後の対応状況については、情報開示できませんので、ご注意ください。

※電話のみでの受付となりますので、ご了承ください。

安心して暮らそう! 安心して働こう! だから、すべての職場に労働組合を! ご相談は連合へ

 **連合** 日本労働組合総連合会

連合ホームページ <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

連合フェイスブック <https://www.facebook.com/jtuc.rengo>

連合モバイルサイト <http://m.jtuc-rengo.or.jp/>

連合ツイッター <https://twitter.com/unionion/>

連合 検索 



携帯電話はこちらから

Action!
つくろう! はいろう!
労働組合